

〔 3 〕 測量作業等における保安施設設置基準

測量作業等における保安施設設置基準

1. (目的)

道路上で測量等を行う場合は作業員の安全と円滑な交通を確保するため、路上に於ける標示施設、防護施設の設置およびこれ等の管理の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

2. (標識等)

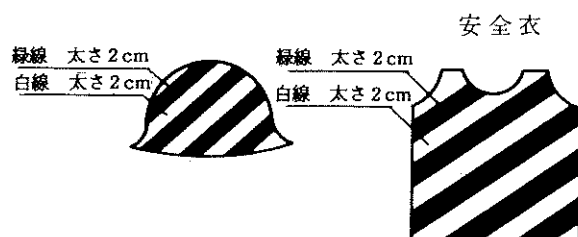
- 1) 測量等を行う場合は、当該作業区間に必要な標識を設置するものとし、作業終了と同時に撤去するものとする。
- 2) 標識は通行車両の見え易い位置に設置するものとし、危険度に応じて数量を定めるものとする。
なお、標準は別紙参考図によるものとする。
- 3) 歩行者対策に十分配慮すること。特に学童歩行について留意すること。
- 4) 標識等の規格及び色彩については、別紙参考図によるものとする。
- 5) 作業区間に設置する標識等は移動を伴うためこれに耐え、危険のないような構造とする。

3. (安全管理)

- 1) 作業開始前に作業内容について保安上の注意、保安設置および服装等の点検を行うこと。
- 2) 事故発生の際、警察・病院等の所在地、その他必要な事項について予め考慮しておくこと。

4. (交通整理人等)

交通整理人（監視人含む）は、はっきりした動作で適切な交通処理をすること。又下図に示した服装とし、警笛、手旗を携帯すること。



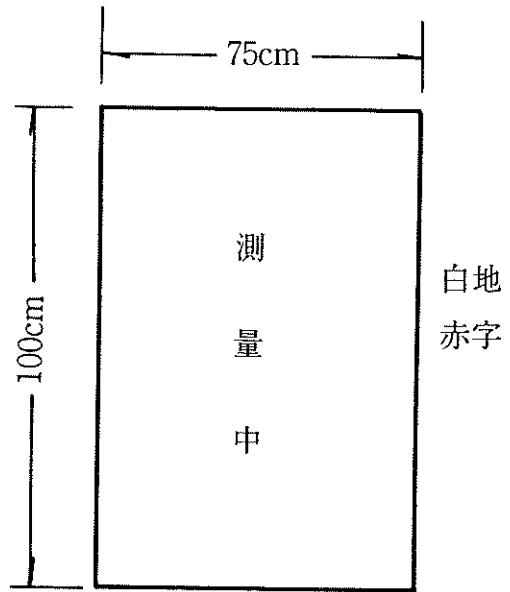
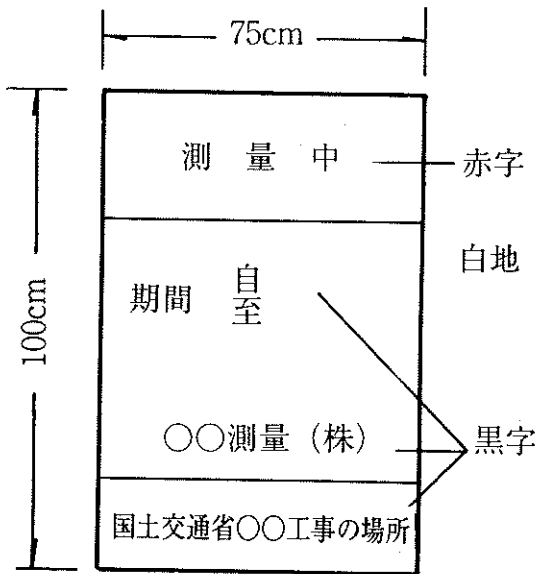
(注) 夜間は反射すること。

(参考図)

標識等の規格

① 案内標示板

② 測量標示板

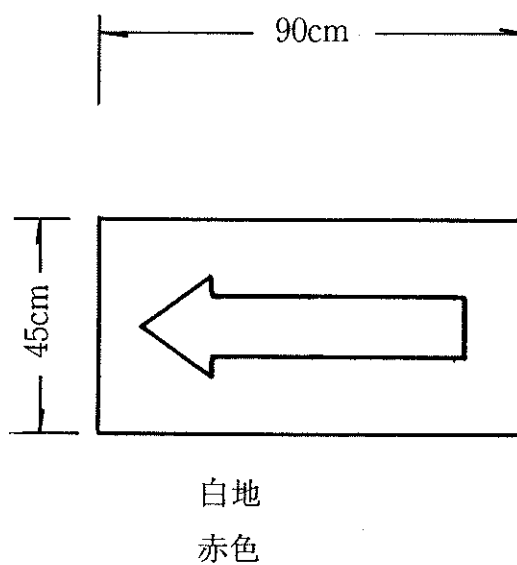
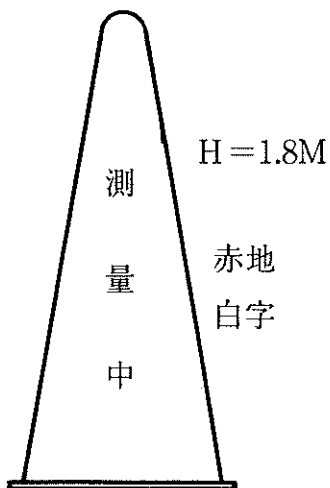


測量区間の起終点に設置する。

自動車につける。

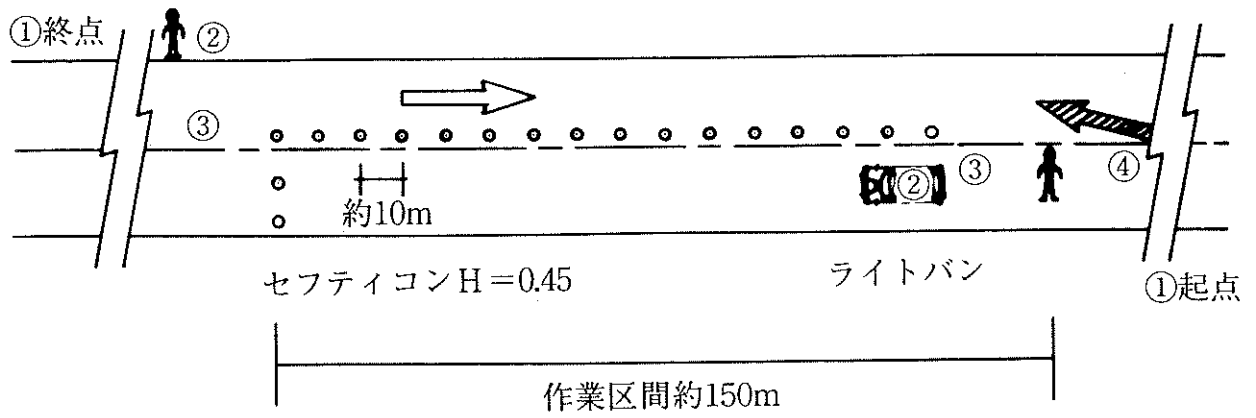
③ セフティーコーン

④ 誘導標示板



標識等の設置

1) 2車線の場合




交通整理人

2) 4車線の場合

